

名古屋市公報	平成28年 1月20日	第1141号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972－2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目

次

ページ

告

示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について
 (環境・地域環境対策課) (第13号) 2
- 指定管理者の指定 (市経・文化振興室) (第14号) 4
- 放置自動車の処分について (緑土・道路管理課) (第15号) 7
- 事後調査結果報告書(工事中)について
 (環境・地域環境対策課) (第16号) 8
- 市営住宅定期入居希望者の公募について(住都・住宅管理課) (第17号) 10

上下水道局告示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第1号) 13

公

告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告
 (市経・市民活動推進センター) 15

名古屋市告示第13号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成28年 1月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市天白区久方二丁目12番 2の一部（詳細は、別紙のとおり）

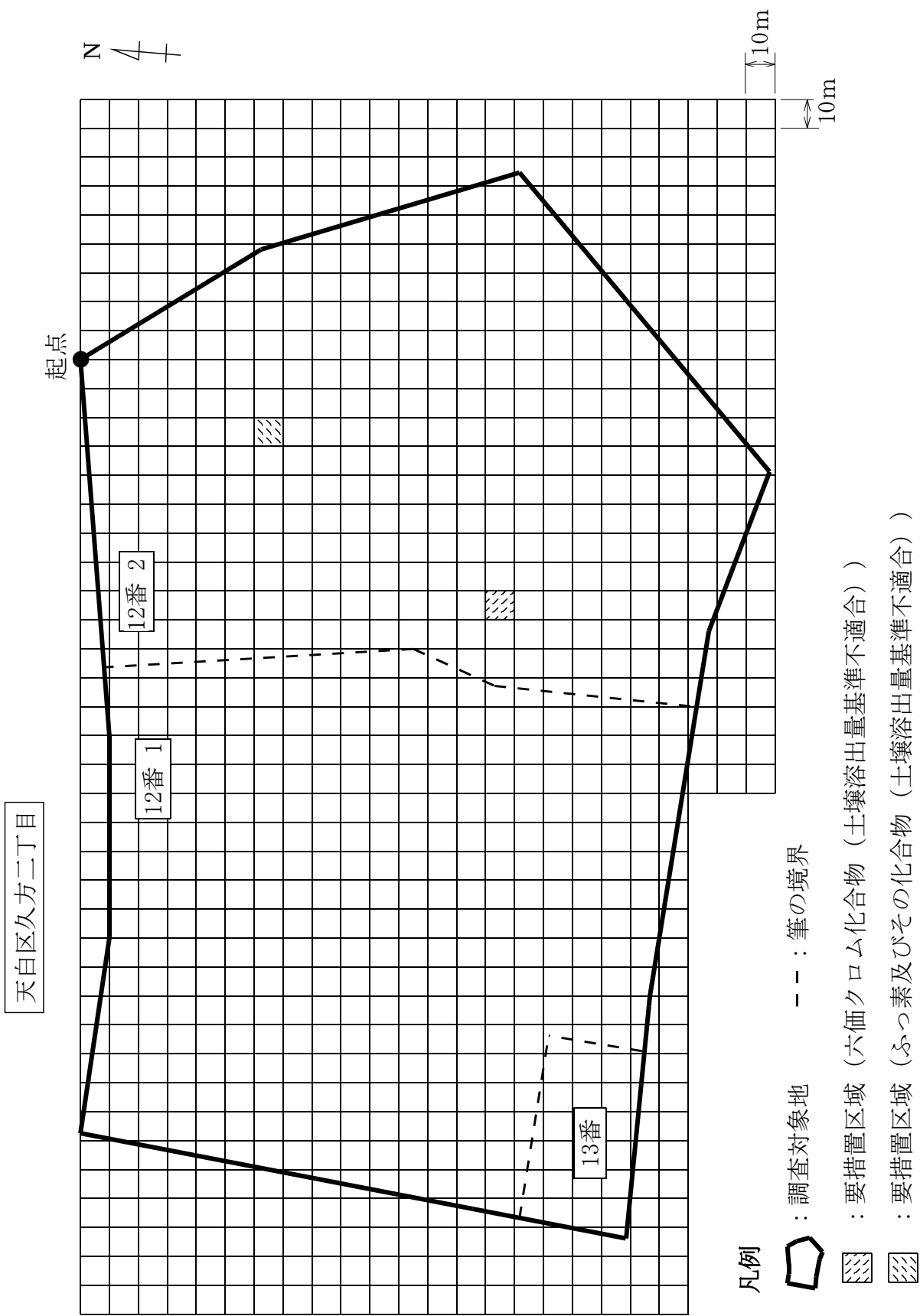
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第14号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年1月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民会館	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体 代表者 横 田 健 二
名古屋市公会堂	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 K N S 共同事業体 代表者 横 田 健 二
名古屋市芸術創造センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久
名古屋市西文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久
名古屋市港文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久

名古屋市名東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久
名古屋市北文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久
名古屋市緑文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久
名古屋市東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久
名古屋市熱田文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久
名古屋市昭和 문화小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久
名古屋市音楽プラザ	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体 代表者 横 田 健 二
名古屋市民ギャラリー矢田	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 平 野 幸 久

2 指定の期間

(1) 名古屋市公会堂

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

(2) 名古屋市昭和 문화小劇場

平成28年12月 1 日から平成33年 3 月31日まで

(3) 上記以外の施設

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

名古屋市告示第15号

放置自動車の処分について

名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成16年名古屋市条例第70号）第12条第3項の規定に基づき、同条例第15条に規定する名古屋市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、放置自動車を廃物とみなし、処分を行うこととしたので、同条例第12条第4項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成28年1月14日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 当該放置自動車が放置されている場所
名古屋市千種区山門町1丁目83番の1地先道路
- 2 当該放置自動車の製造者の名称等
 - (1) 製造者の名称
ビー・エム・ダブリュー株式会社
 - (2) 外観
黒色
 - (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条に規定する自動車登録番号等
不明
- 3 当該放置自動車の処分を予定する日
平成28年1月22日以後の日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第16号

事後調査結果報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者からＪＰタワー名古屋建設事業に係る事後調査結果報告書（工事中）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成28年 1 月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 日本郵便株式会社

代表取締役社長 高橋 亨

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

(2) 名工建設株式会社

代表取締役社長 野田 豊範

名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ＪＲセントラルタワーズ34階

2 対象事業の名称及び種類

ＪＰタワー名古屋建設事業

大規模建築物の建築

3 対象事業の実施場所

名古屋市中村区名駅一丁目1004番 他

4 事後調査結果報告書の提出年月日

平成27年12月28日

5 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市西区花の木二丁目18番 1 号

西区役所

ウ 名古屋市中村区竹橋町36番31号

中村区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成28年 1 月15日（金）から同月29日（金）まで。ただし、地域環境対策課、西区役所及び中村区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、西区役所及び中村区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第17号

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成28年 1月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申込みの資格

- (1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第

1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

(9) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成28年 1月15日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。
ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成28年 1月15日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。
ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成28年 1月15日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。
ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成28年 1月29日（金）の午後 1時00分から午後 1時30分までについては、同一住宅に複数の申込みがあった場合は、抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口（栄地下街）

(3) 日時

ア 公募初日

平成28年 1月29日（金）午後 1時00分から午後 5時00分まで。

イ 公募 2日目以降

平成28年 1月30日（土）午前10時00分から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 21戸

改良住宅

空家住宅 9戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成28年1月15日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月14日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成28年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

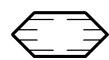
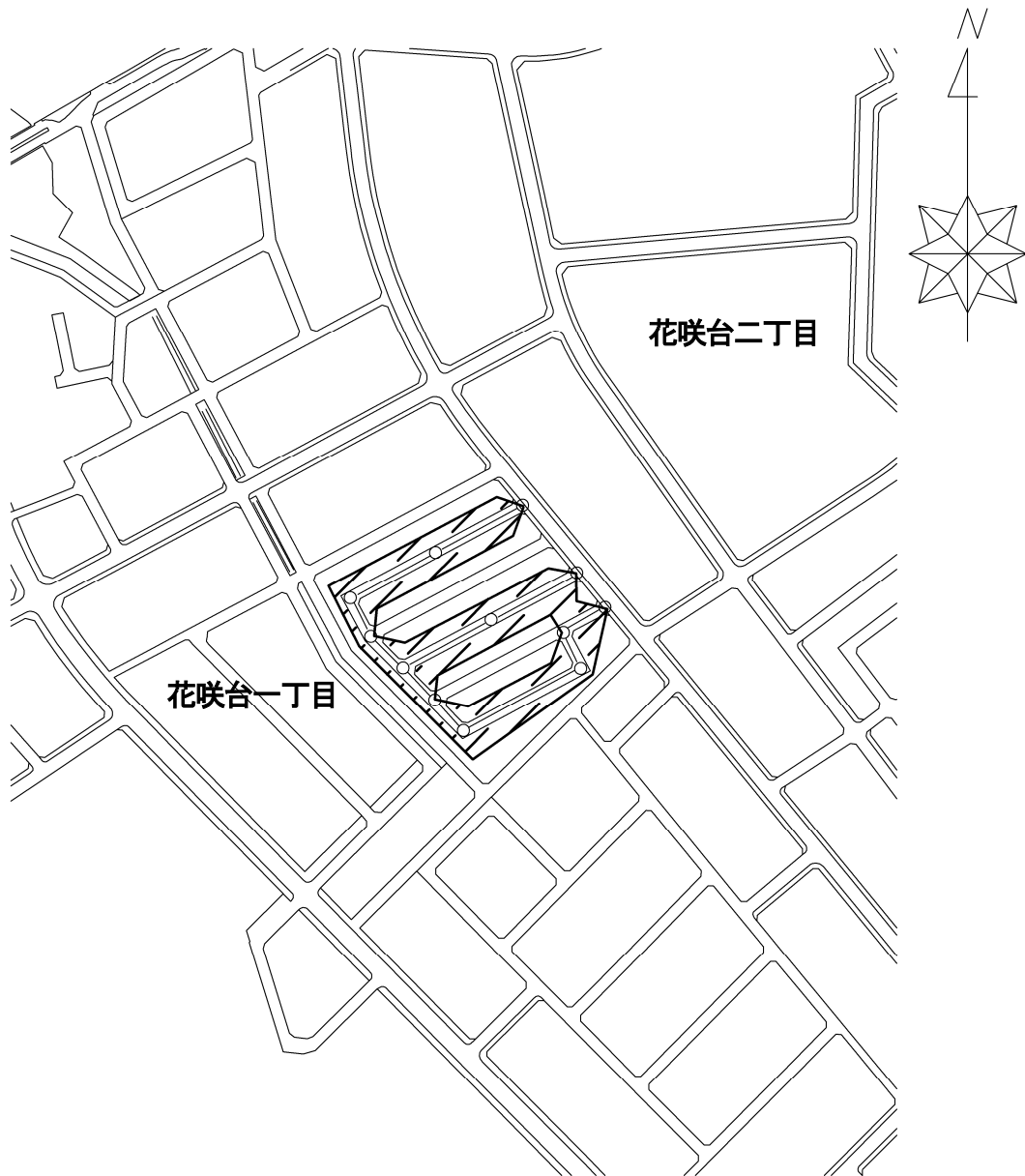
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
守山区	花 咲 台 一 丁 目		一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 水処理センター
	花 咲 台 二 丁 目		〃	〃

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	守山区

排水施設の位置図

守山区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成28年 1月13日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地		定款に記載された目的
平成27年 11月20日	特定非営利活動法人中部臨床研究ネットワーク	鈴木 聡	変更前	愛知県尾張旭市東大田2505番地の1	この法人は、多施設共同の質の高い臨床研究の実施及び実施支援、並びに臨床研究の支援及び広報に関する事業を行い、研究から得られた情報及び知見、並びに臨床研究の意義と重要性の普及を通じ、保健、医療の増進に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。
			変更後	名古屋市昭和区八事富士見101番地の1ライオ	

			ンズヒ ルズ高 峯参番 館 104 号	
平成27年 11月28日	特定非営利活動 法人L e e l o o	富田 恵美子	名古屋市天 白区久方一 丁目23番地	この法人は、市民に 対して、動物愛護の 精神に基づき、飼い 主のいない猫を保護 し、去勢・不妊手術 を施したうえ新たな 里親を探す活動の中 心に、地域社会にお ける人と猫の共生を 図るための環境整備 及び適正な終生飼育 の普及に関する各種 事業を行い、動物と 共生できるまちづく りの推進及び環境の 保全を図り、以て公 益の増進に寄与する ことを目的とする。
平成27年 12月 1日	特定非営利活動 法人かんばす	沖 一彦	名古屋市緑 区鳴海町字 姥子山22番 地の 1鳴海 第二団地第 101号棟	この法人は、ノーマ ライゼーションの理 念に基づき、高齢者、 障害者及びその家族 に対し、地域生活支 援に関する事業を多

			207号室		角的に行い、併せてこれらの方々と市民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。
平成27年 12月 4日	特定非営利活動 法人成人白血病 治療共同研究支 援機構	大野 龍三	変 更 前	静岡県 浜松市 東区半 田山 1 丁目20 番 1号 浜松医 科大学 化学療 法部内	この法人は、成人白 血病治療を中心とし た血液疾患に関する 調査研究、教育研修 及び情報提供等を行 い、血液疾患の治療 技術、認識を向上さ せることにより、広 く国民の健康増進に 寄与することを目的 とする。
			変 更 後	名古屋 市千種 区内山 三丁目 25番 6 号	
平成27年 12月 4日	特定非営利活動 法人キー・オブ ・ライフ	小嶋 平	変 更 前	愛知県 小牧市 岩崎原 二丁目 158番	この法人は、暮らし の中で補助を必要と される方々への支援 事業及び高齢者や一 人暮らしの方々の安

			地	否確認を行う事業に
			変 更 後	名古屋 市名東 区亀の 井三丁 目27番 地
				より、それらの方々の暮らしに係る問題の改善や解決を図り、もって多くの方々が末長く安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
平成27年 12月 6日	特定非営利活動 法人PROUD LIFE	安間 優希	名古屋市中 区栄四丁目 15番14号	この法人は、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）をはじめとした多様な性を生きる当事者への支援および当事者・理解者による運動を発展させることにより、当事者の自己肯定感を高め、性の多様性への社会的理解を促進し、もって多様な性と多様な生き方が保障される社会の実現に資することを目的とする。
平成27年 12月 9日	特定非営利活動 法人ぽけっと	倉知 良子	名古屋市中 山区森宮町 305番地	この法人は、障害者に対して、生活訓練・創作活動に関する事業を行い、保健・

				医療又は福祉に寄与することを目的とする。
平成27年 12月 9日	特定非営利活動 法人名古屋整形外科地域医療連 携支援センター	佐藤 公治	名古屋市昭和区山手通 3丁目 4番 1号バンベ ールグラン 山手式番館 1201	この法人は、医療従事者・企業・自治体職員などとともに、それぞれの役割を發揮しながら地域で連携し、人が安心して医療保健サービスを受けることができるようにするためのシステム作りと、そのための医療従事者人材育成、調査研究や政策提言および発表、相談や助言、知識の普及や情報提供などに関する事業を行い、安心して医療保健サービスを受けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター